

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る見沼区検討懇話会

次 第

日 時 令和6年7月18日（木）

午後2時から

場 所 見沼区役所 2階大会議室

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 座長及び職務代理の選出

5 意見交換

見沼区の特性と将来像（さいたま市総合振興計画基本計画）の中間見直しについて

6 閉会

【配付資料】

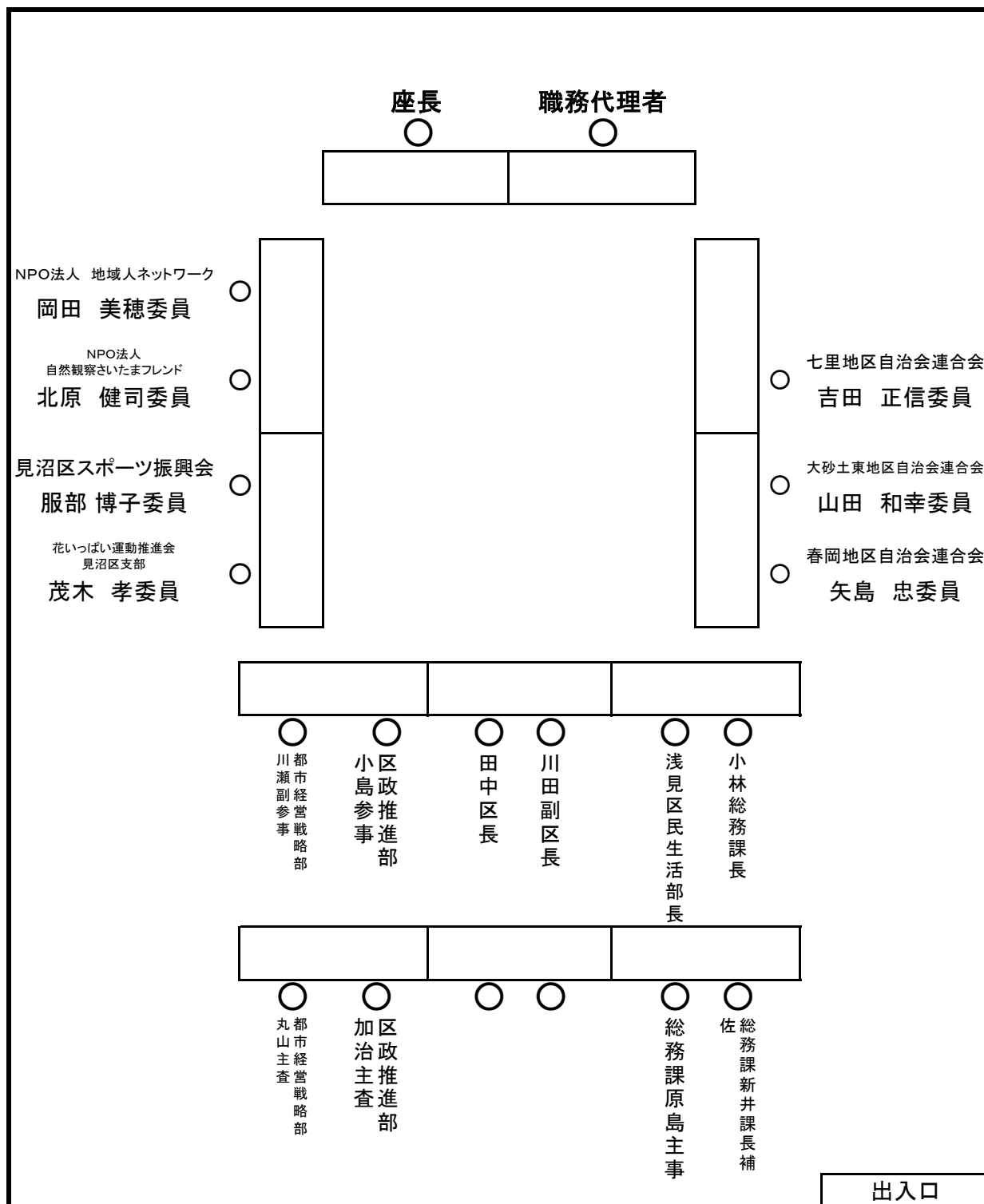
- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る見沼区検討懇話会設置要綱
- ・ さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る見沼区検討懇話会傍聴要領
- ・ 資料1 総合振興計画基本計画の中間見直しにおける「見沼区の特性と将来像」の見直しについて
- ・ 資料2 「見沼区の特性及び将来像」見直し（案）たたき台（新旧対照表）
- ・ 参 考 現基本計画「見沼区の特性及び将来像」

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）
中間見直しに係る見沼区検討懇話会 委員名簿

【50音順】

No.	団体名	氏名
1	芝浦工業大学	磐田 朋子
2	NPO法人 地域人ネットワーク	岡田 美穂
3	NPO法人 自然観察さいたまフレンド	北原 健司
4	さいたま市PTA協議会見沼区連合会	小島 毅士
5	見沼区民生委員・児童委員協議会	坂口 正明
6	見沼区スポーツ振興会	服部 博子
7	片柳地区自治会連合会	三浦 達雄
8	花いっぱい運動推進会見沼区支部	茂木 孝
9	春岡地区自治会連合会	矢島 忠
10	大砂土東地区自治会連合会	山田 和幸
11	さいたま商工会議所	吉沢 浩之
12	七里地区自治会連合会	吉田 正信

さいたま市総合振興計画基本計画(各区の特性と将来像)
中間見直しに係る見沼区検討懇話会
席 次



さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
見沼区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条　さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「見沼区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、見沼区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る見沼区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条　懇話会の委員は、見沼区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条　懇話会に座長を置く。

2　座長は、委員の互選により定める。

3　座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条　懇話会の会議の議長は、座長とする。

2　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条　懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条　懇話会の庶務は、見沼区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 3 日から施行し、令和 7 年 3 月 3 1 日に効力を失う。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る

見沼区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）に係る見沼区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 座長は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

傍 聴 券

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る見沼区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

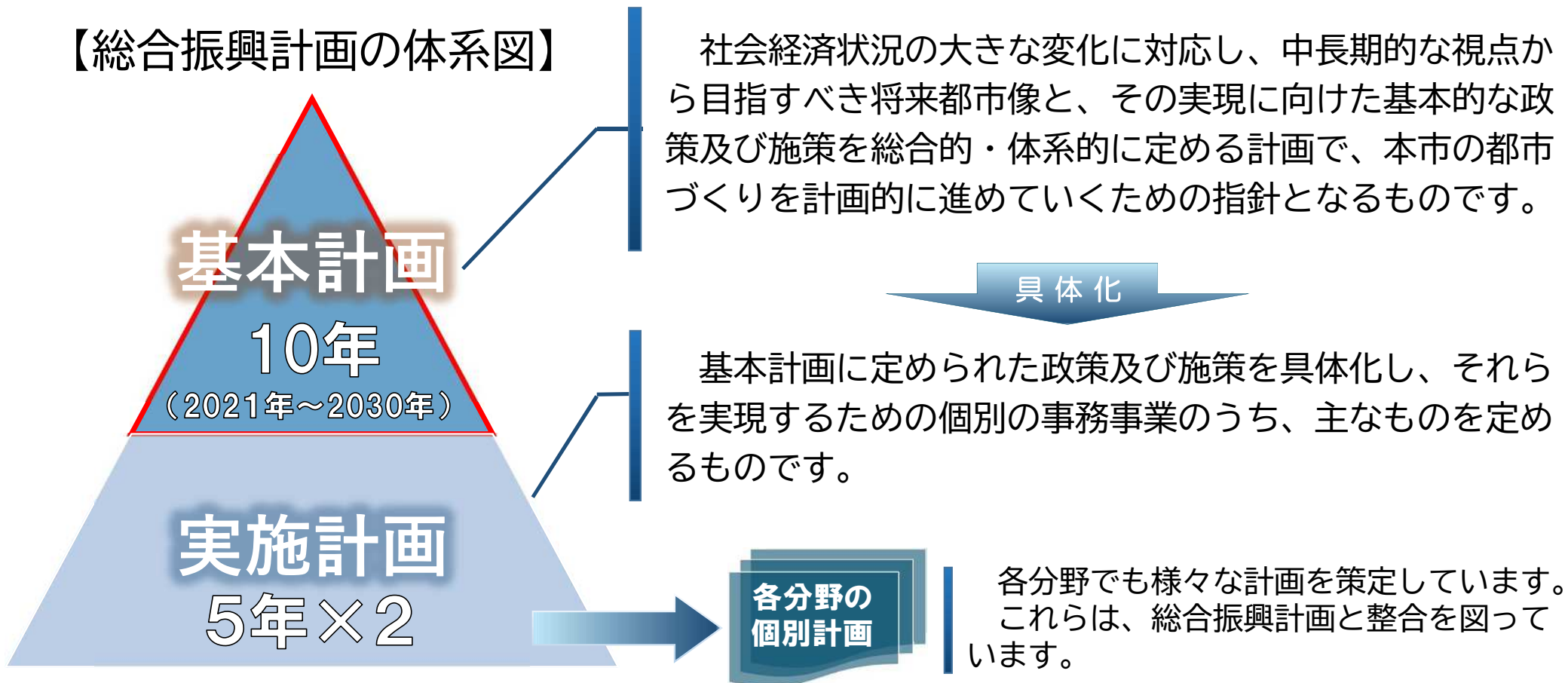
総合振興計画基本計画の中間見直しにおける 「見沼区の特性と将来像」の見直しについて

～目 次～

1. さいたま市総合振興計画について	2
2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）	3
3. 「区の特性と将来像」の位置付け	4
4. 総合振興計画の中間見直しについて	5
5. 見沼区の人口及び世帯の状況	6
6. 見沼区のまちづくりの取組状況	7
7. 見沼区に対する市民からの評価や意見 （「令和5年度さいたま市民意識調査」から）	10

1. さいたま市総合振興計画について

【総合振興計画の体系図】



2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）

総合振興計画では、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据えて、さいたま市が目指すべき2つの将来都市像を示しています。



将来都市像 1
上質な生活都市

上質な生活都市

都市部に住みながらも豊かな水と緑を身近に感じることで、快適さとゆとりを同時に楽しみながら、生き生きと健康で安心して暮らせる新しいライフスタイル*を生み出すことで、全ての人がしあわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市



将来都市像 2
東日本の中核都市

東日本の中核都市

東日本全体の活性化をけん引する中核都市として、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動等の多様なイノベーション*を生み出すことで、市民や企業から選ばれ、訪れる人を惹きつける魅力にあふれる都市

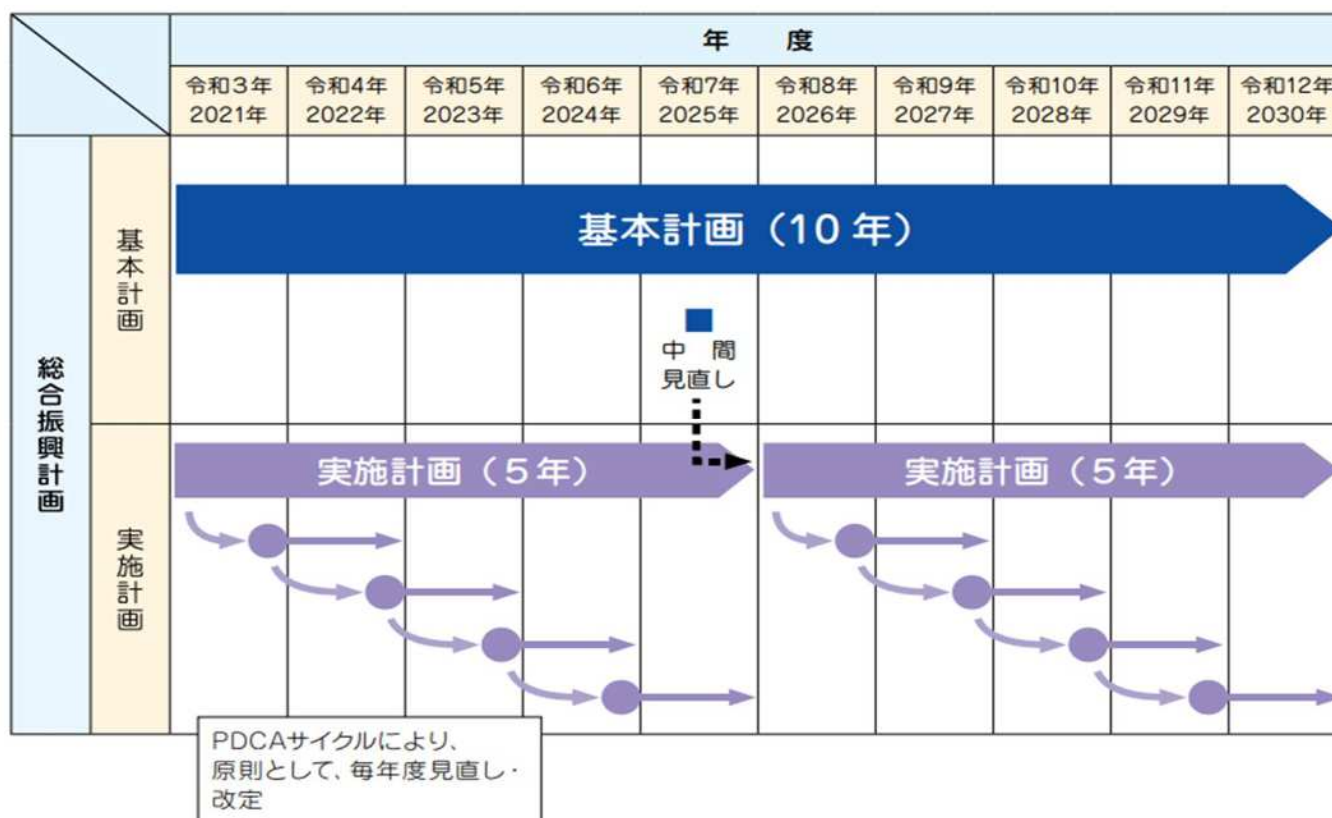
3. 「区の特性と将来像」の位置付け



- ◆基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度（10年））の中に位置付け（第4部 各区の特性と将来像）。
- ◆「区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すもの。

4. 総合振興計画の中間見直しについて

計画期間の中間期に当たる令和7（2025）年度に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく基本計画の中間見直しを行うこととしております。



5. 見沼区の人口及び世帯の状況

人口総数と年齢別構成比（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人口総数（単位：人）		164,251	164,819	164,947	165,228
内訳 （構成比：％）	14歳以下	20,203(12.3)	20,079(12.2)	19,750(12.0)	19,579(11.8)
	15～64歳	100,494(61.2)	100,812(61.2)	101,148(61.3)	101,328(61.3)
	65歳以上	43,554(26.5)	43,928(26.7)	44,049(26.7)	44,321(26.8)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（令和3年4月1日～）

	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
世帯数（単位：世帯）	75,468	76,496	77,345	78,379
世帯平均人数（単位：人）	2.18	2.15	2.13	2.11

出典：さいたま市統計

※令和5年12月22日に、国立社会保障・人口問題研究所から発表された、見沼区の将来推計人口によると、2025（令和7）年頃に人口のピークを迎える見込みとされています。

6. 見沼区のまちづくりの取組状況（１）

「令和４年度見沼区のまちづくりアンケート結果」から

区民による事業の評価について、５つの選択肢「（ア）十分、（イ）おおむね十分、（ウ）やや不十分、（エ）不十分、（オ）わからない」のうち、「（オ）わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「（ア）十分」、「（イ）おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
1 見沼の自然を生かし、身近に感じられるまち		
見沼区花と緑のまちづくりの推進	72%	74%
見沼区のPR	59%	72%
（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業	49%	64%
多面的機能支援事業	50%	35%
見沼田圃の保全と新たな活用・創造の推進	67%	66%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
2 人にやさしく、ふれあいのあるまち		
「見沼区ふれあいフェア」の開催	82%	86%
見沼区ウォーキング事業の実施	77%	72%
「見沼区市民活動ネットワークまつり」の開催	59%	71%
「見沼区文化まつり」の開催	62%	68%
「見沼区少年少女サッカー教室」の開催	74%	72%
「見沼区オープンガーデン」の実施	79%	91%
「ますます元気教室」の開催	75%	71%
子育てはじめましてサロン	73%	74%
妊娠期からの育児に関する教室の開催	74%	65%
東楽園再整備事業	64%	76%
多目的広場等整備事業	57%	71%

6. 見沼区のまちづくりの取組状況（2）

「令和4年度見沼区のまちづくりアンケート結果」から

区民による事業の評価について、5つの選択肢「（ア）十分、（イ）おおむね十分、（ウ）やや不十分、（エ）不十分、（オ）わからない」のうち、「（オ）わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「（ア）十分」、「（イ）おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
3 動きやすく、生活しやすいまち		
道路の緊急修繕	55%	70%
サーマルエネルギーセンター整備事業	64%	65%
七里駅舎改修事業	72%	94%
身近な公園の整備推進	54%	54%
下水道汚水事業	62%	77%
新設大和田地区小学校整備事業	67%	67%

まちづくりのポイント／事業名	アンケート	
	一般	有識者
4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち		
交通安全啓発活動の実施	67%	83%
防災講演会の開催	65%	83%
避難所運営の支援	63%	76%
防犯講演会の開催	66%	93%
防犯啓発活動の実施	64%	82%
自転車通行環境整備事業	44%	42%

6. 見沼区のまちづくりの取組状況（3）

「令和5年度見沼区のまちづくり」から

「令和5年度見沼区のまちづくり」において、見沼区内で整備等が予定されていた主な施設等に関する取組状況については、以下のとおりです。

事業名	事業概要	令和5年度までの取組状況
七里駅舎の機能性向上の推進	七里駅橋上駅舎及び南北自由通路の完成に向けて、工事を実施する。	七里駅橋上駅舎及び南北自由通路の完成
染谷地区公園整備	染谷地区において、斜面林を生かした公園の整備を推進する。同時に、隣接する加田屋地区においても、染谷地区と連携しつつ、豊かな自然に親しみ、地域交流の場となる空間の整備を進めている。	実施設計完了、芝生広場供用開始
東楽園再整備事業	東楽園再整備に係る、新施設の建設工事を実施する。	建設工事を実施中
サーマルエネルギーセンター整備事業	一般廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、サーマルエネルギーセンターを整備する事業を進める。	プラント機器設置工事を実施
新設大和田地区小学校整備事業	地域の方の利便性の向上のため、放課後児童クラブ、大和田保育園との複合化による小学校を整備します。また、学校体育施設を活用したスポーツ施設として開放することを検討しています。	実施設計の完了

7. 見沼区に対する市民からの評価や意見（1）

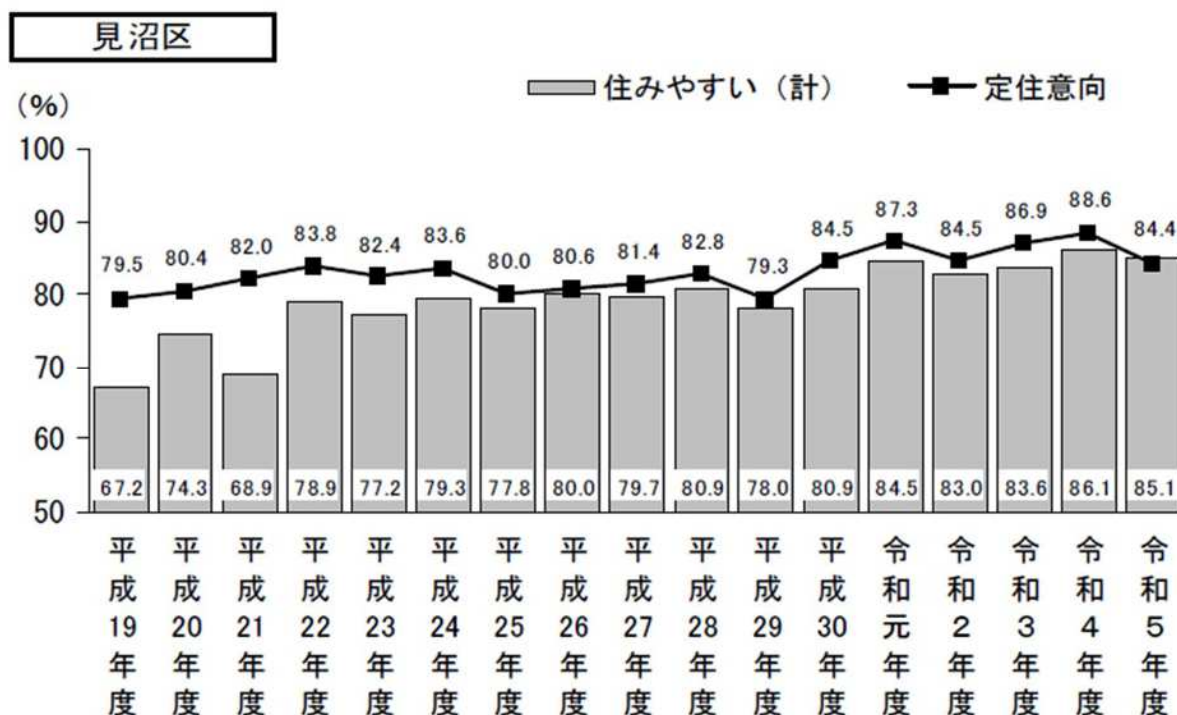
「令和5年度さいたま市民意識調査」から

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の
住み心地はどうですか。
(住みやすさ)

あなたは現在お住まいの地域に
これからも住みたいと思いますか。
(定住意向)



7. 見沼区に対する市民からの評価や意見（1）

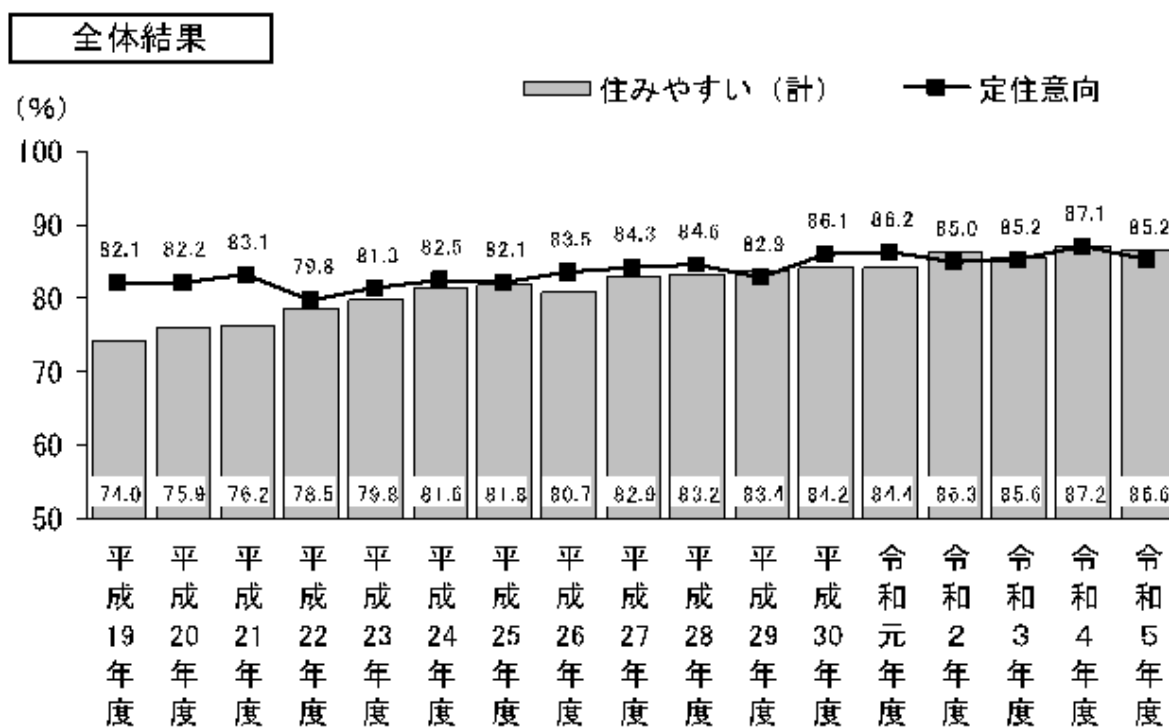
「令和5年度さいたま市民意識調査」から

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の
住み心地はどうですか。
(住みやすさ)

あなたは現在お住まいの地域に
これからも住みたいと思いますか。
(定住意向)



7. 見沼区に対する市民からの評価や意見（2）

「令和5年度さいたま市民意識調査」から

見沼区

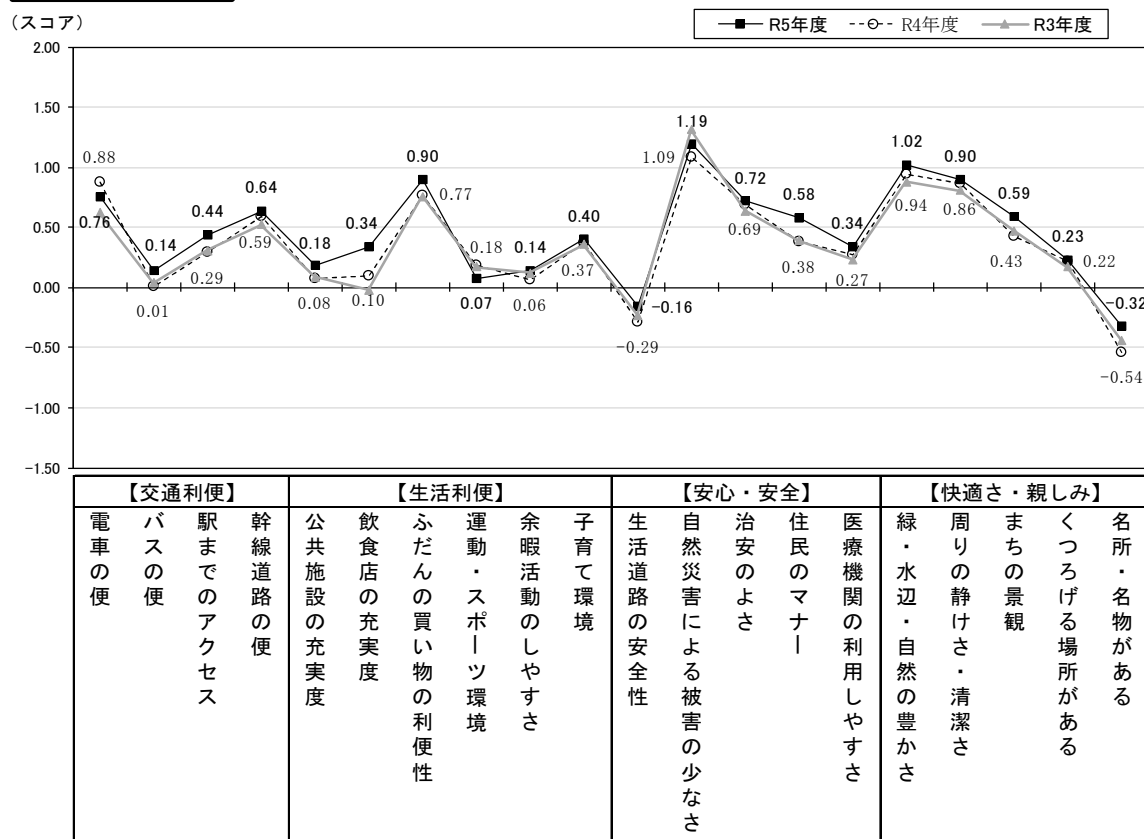
○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。

令和5年度の結果(スコア)

- ・「自然災害による被害の少なさ」が1.19と最も高く、以下「緑・水辺・自然の豊かさ」「周りの静けさ・清潔さ」「ふだんの買い物の利便性」が続いた。
- ・一方、「名所・名物がある」「生活道路の安全性」はマイナスであった。
- ・直近3年間通して、似たような傾向が見られた。

※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる度合（「満足＋2」、「やや満足＋1」、「やや不満－1」、「不満－2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。



7. 見沼区に対する市民からの評価や意見（2）

「令和5年度さいたま市民意識調査」から

全体結果

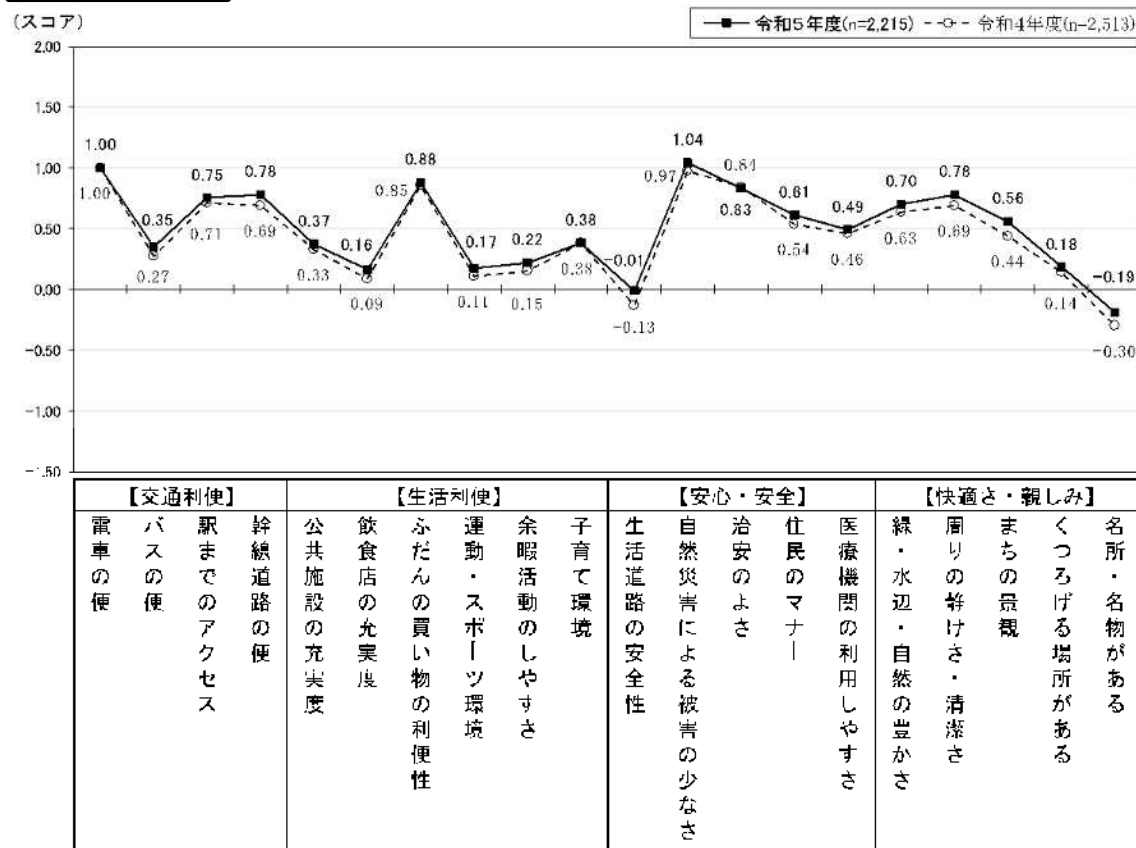
○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。

令和5年度の結果(スコア)

- ・「自然災害による被害の少なさ」が1.04と最も高く、以下「電車の便」「ふだんの買い物の利便性」が続いた。
- ・一方、「名所・名物がある」「生活道路の安全性」はマイナスであった。
- ・直近2年間通して、似たような傾向が見られた。

※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる度合（「満足+2」、「やや満足+1」、「やや不満-1」、「不満-2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。



7. 見沼区に対する市民からの評価や意見（3）

「令和5年度さいたま市民意識調査」から

見沼区

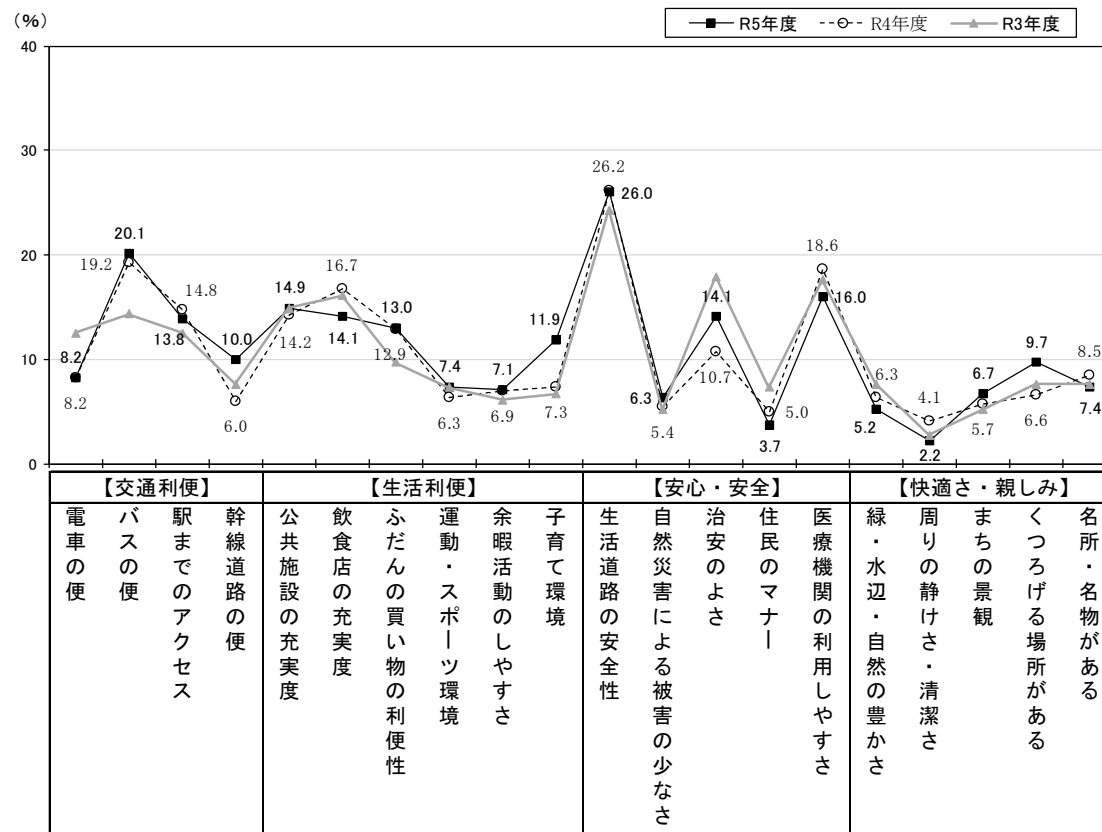
○今後の発展の方向性

問 あなたは、お住まいの「地域」が、今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。

令和5年度の結果（スコア）

- ・「生活道路の安全性」が26.0%と最も高く、以下「バスの便」「医療機関の利用しやすさ」が続いた。
- ・令和4年度の調査結果と比較すると、「子育て環境」は4.6ポイント、「幹線道路の便」が4.0ポイント増加した。

※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。



7. 見沼区に対する市民からの評価や意見（3）

「令和5年度さいたま市民意識調査」から

○今後の発展の方向性

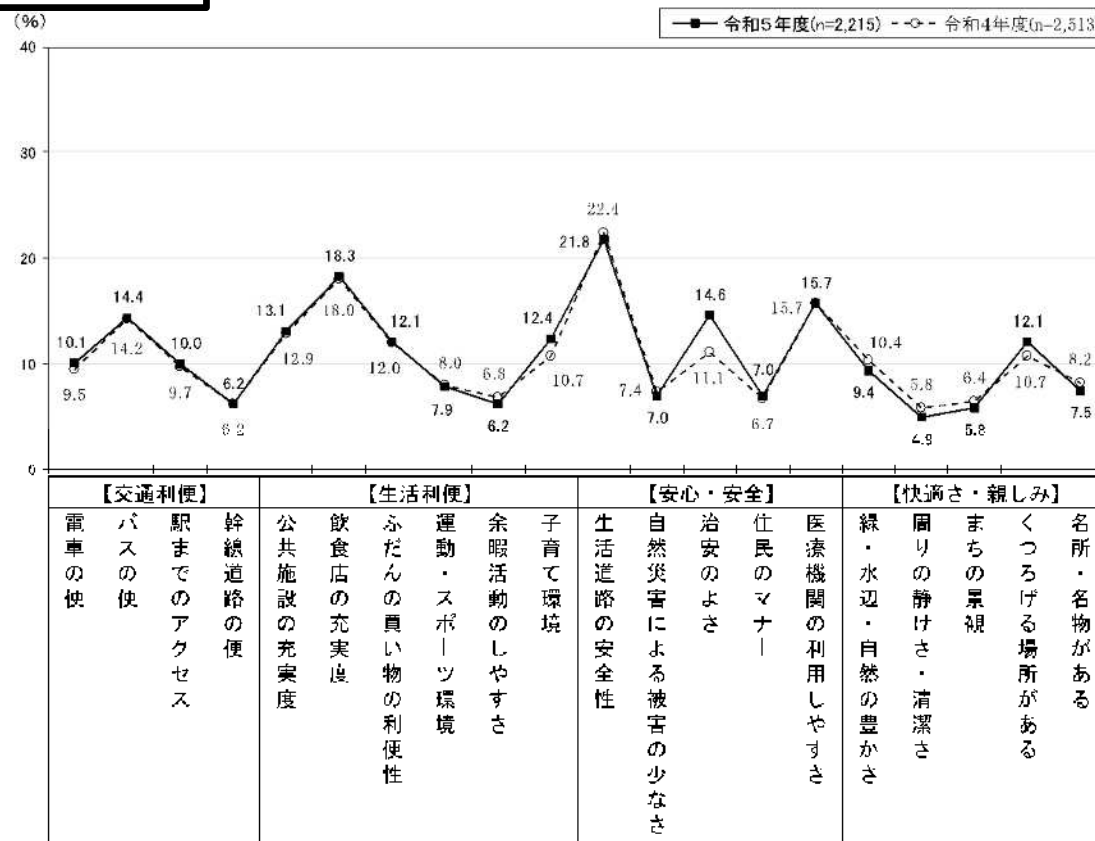
問 あなたは、お住まいの「地域」が、今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。

令和5年度の結果（スコア）

- ・「生活道路の安全性」が21.8%と最も高く、以下「飲食店の充実」「医療機関の利用しやすさ」が続いた。
- ・令和4年度の調査結果と比較すると、「治安のよさ」が3.5ポイント増加した。

※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。

全体結果



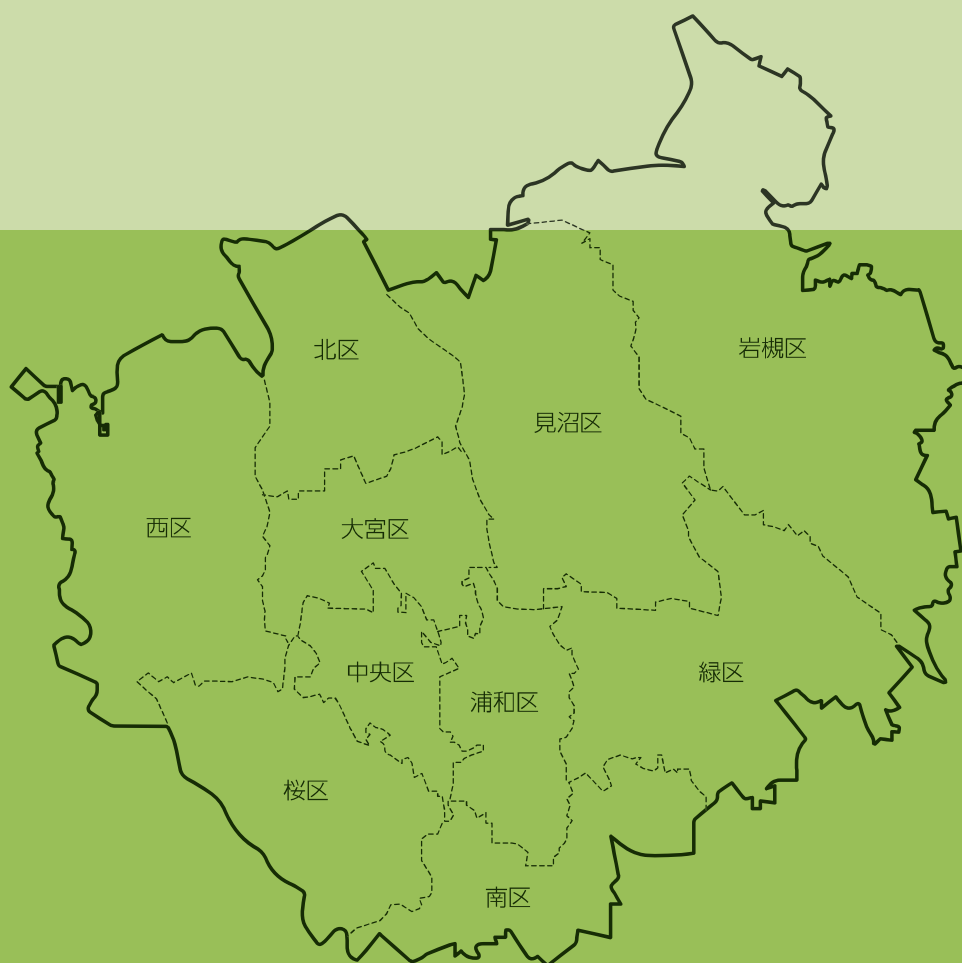
「見沼区の特性と将来像」の中間見直し（案）たたき台 新旧対照表

区分	旧（現行計画）	新（見直し（案）たたき台）
特性	市の北東部に位置する見沼区は 10 区の中で 2 番目の区域面積を持ち、区域の西から南、東を縁取るように首都圏有数の緑地空間である見沼田圃が広がり、また、東部には綾瀬川が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。一方、北部には高層住宅群を始め計画的に形成された市街地が広がるなど、都市機能と豊かな自然が調和した良好な生活環境が形成されています。 ○都市基盤・環境 区のほぼ中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に、北西部には J R 宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、県道さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻 I C にも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通の整備は未だ十分とはいえません。 住宅地としては、国道 16 号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されているほか、他の地域においても多くの土地区画整理事業により、良好な住環境づくりが進められています。 その反面、区内には、ミニ開発によるスプロール化や宅地の細分化なども見受けられ、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を始め、徒歩や自転車による移動環境の向上を図るなど、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。 ○産業 商業・サービス業では、既存の商店会（商工会）に加え、大型商業店舗等が増加しており、特に、東大宮駅・大和田駅周辺や、国道 16 号東大宮バイパス、第二産業道路、県道さいたま春日部線沿いには飲食店やスーパーマーケットが建ち並んでいます。 また、見沼田圃を中心に農地が広がり、稲作のほか、花きや花木、野菜など多岐にわたる栽培が行われています。 ○地域資源 区名の由来となっている見沼田圃は、見沼代用水東縁や芝川と背後の斜面林が一体となり、その景観がつくられています。また、見沼代用水東縁沿いには緑のヘルシーロードや「見沼たんぼの桜回廊」があり、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。このほか、大宮南部浄化センターのみぬま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑の文化ともいえるべき地域資源が数多くあります。 この自然景観や生態系の維持のためにも農家、地域住民、行政が連携した取組による見沼田圃	市の北東部に位置する見沼区は 10 区の中で 2 番目の区域面積を持ち、区域の西から南、東を縁取るように首都圏有数の緑地空間である見沼田圃が広がり、また、東部には綾瀬川が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。一方、北部には高層住宅群を始め計画的に形成された市街地が広がるなど、都市機能と豊かな自然が調和した良好な生活環境が形成されています。 ○都市基盤・環境 区のほぼ中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に、北西部には J R 宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、県道さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻 I C にも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通の整備は未だ十分とはいえません。 住宅地としては、国道 16 号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されているほか、他の地域においても多くの土地区画整理事業により、良好な住環境づくりが進められています。<u>七里駅では、駅舎の橋上化や南北自由通路、北口駅前広場の整備により、地域の利便性や安全性の向上が図られました。</u> その反面、区内には、ミニ開発によるスプロール化や宅地の細分化なども見受けられ、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を始め、徒歩や自転車による移動環境の向上を図るなど、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。 ○産業 商業・サービス業では、既存の商店会（商工会）に加え、大型商業店舗等が増加しており、特に、東大宮駅・大和田駅周辺や、国道 16 号東大宮バイパス、第二産業道路、県道さいたま春日部線沿いには飲食店やスーパーマーケットが建ち並んでいます。 また、見沼田圃を中心に農地が広がり、稲作のほか、花きや花木、野菜など多岐にわたる栽培が行われています。 ○地域資源 区名の由来となっている見沼田圃は、見沼代用水東縁や芝川と背後の斜面林が一体となり、その景観がつくられています。また、見沼代用水東縁沿いには緑のヘルシーロードや「見沼たんぼの桜回廊」があり、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。このほか、大宮南部浄化センターのみぬま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑の文化ともいえるべき地域資源が数多くあります。 <u>染谷・加田屋地区では、見沼田圃の斜面林の保全を図りつつ、自然環境に配慮した水辺空間を創出し、地域住民が豊かな自然に親しみ、地域交流の場となる空間の整備が進められています。</u> この自然景観や生態系の維持のためにも農家、地域住民、行政が連携した取組による見沼田圃

	の保全策を積極的に推進していく必要があります。 また、大宮武道館、堀崎公園等のスポーツ施設や、3つのコミュニティセンターなどが区民の様々な活動、交流の場として利用に供されています。 ○コミュニティ 見沼区では、豊かな自然や文化などの地域資源を生かした様々な活動による地域交流が図られています。今後も多様な主体による協働・連携を推進し、地域コミュニティを充実させることで、ふれあいのある住みよいまちづくりを推進していくことが求められています。	の保全策を積極的に推進していく必要があります。 また、大宮武道館、堀崎公園等のスポーツ施設や、3つのコミュニティセンターなどが区民の様々な活動、交流の場として利用に供されています。 ○コミュニティ 見沼区では、豊かな自然や文化などの地域資源を生かした様々な活動による地域交流が図られています。今後も多様な主体による協働・連携を推進し、地域コミュニティを充実させることで、ふれあいのある住みよいまちづくりを推進していくことが求められています。
将来像	見沼の自然との共生 ー私たちが まもり育てる 見沼の文化ー 区民、事業者、行政の協働により、見沼区の地域資源である豊かな自然や歴史などを守り育てるとともに、ふれあいのある生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。	見沼の自然との共生 ー私たちが まもり育てる 見沼の文化ー 中間見直し対象外 区民、事業者、行政の協働により、見沼区の地域資源である豊かな自然や歴史などを守り育てるとともに、ふれあいのある生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。
まちづくりのポイント	1. 見沼の自然を生かし、身近に感じられるまち (1) 見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進 (2) 見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造 (3) 区民、事業者、行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林等の緑地の保全、農業体験や地産地消等を踏まえた農業の振興と農地の保全など自然と調和した土地利用 (4) 自然エネルギーの活用促進など、環境負荷の少ないまちづくり 2. 人にやさしく、ふれあいのあるまち (1) 子どもがのびのびと育ち、若者、高齢者、障害者が生き生きと健康に暮らし活動できる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり (2) 見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興 (3) 様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進 (4) 既存施設等の充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり 3. 動きやすく、生活しやすいまち (1) 子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通環境の充実と、駅や区役所など主要施設のバリアフリー化とアクセス性の向上 (2) スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり (3) 駅周辺の活性化や、道路、下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり 4. 地域ぐるみで進める安全・安心なまち (1) 区民、事業者、行政との協働による水害や地震を想定した区独自の災害対策の推進 (2) 区民、行政との協働による防犯啓発活動及び交通安全啓発活動の推進 (3) 子どもから高齢者までの歩行者や自転車者が安全に、安心して利用できる道路環境の整備	1. 見沼の自然を生かし、身近に感じられるまち (1) 見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進 (2) 見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造 (3) 区民、事業者、行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林等の緑地の保全、農業体験や地産地消等を踏まえた農業の振興と農地の保全など自然と調和した土地利用 (4) 自然エネルギーの活用促進など、環境負荷の少ないまちづくり 2. 人にやさしく、ふれあいのあるまち (1) 子どもがのびのびと育ち、若者、高齢者、障害者が生き生きと健康に暮らし活動できる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり (2) 見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興 (3) 様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進 (4) 既存施設等の充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり 3. 動きやすく、生活しやすいまち (1) 子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通環境の充実と、駅や区役所など主要施設のバリアフリー化とアクセス性の向上 (2) スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり (3) 駅周辺の活性化や、道路、下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり 4. 地域ぐるみで進める安全・安心なまち (1) 区民、事業者、行政との協働による水害や地震を想定した区独自の災害対策の推進 (2) 区民、行政との協働による防犯啓発活動及び交通安全啓発活動の推進 (3) 子どもから高齢者までの歩行者や自転車者が安全に、安心して利用できる道路環境の整備

第4部

各区の特性と将来像



1 区の特性と将来像の位置付け

第4部「各区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すものです。

2 区の将来像の実現に向けて

本市では、各区がより区民に近い存在として、区民の意見を取り入れながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきました。しかし、少子高齢化等の社会経済状況の変化に伴い、ライフスタイル*や区民ニーズが多様化する中で、区民の主体的な参加により、地域の課題を行政との協働で解決していくことが重要になります。

このため、区民と行政が共にまちづくりを進めるための「区の将来像」を示すとともに、各区では積極的に区民意見の把握に努め、各分野の事業の状況を区民に分かりやすく情報提供し、事業の実施、見直し・改善を行います。

取組の推進に当たっては、区と局等が連携し、区民と行政が一体となって、市全体の都市づくりの方向性と整合を図りながら、それぞれの地域課題に応じたまちづくりを進めていきます。

3 構成について

(1) 区の特性

▶ 各区の特性

地形、歴史や文化等の区の特徴や都市基盤*・環境、産業、地域資源、コミュニティといった区の現状や課題を示したものです。

▶ 区マップ

道路や鉄道、コミュニティ関連施設、図書館、公園・スポーツ施設等について、主な施設の設置状況を示し、「区の特性」と併せて、区の概要をまとめたものです。

(2) 区の将来像

▶ 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性について、区民にとってより身近なものとなるよう、わかりやすい言葉で表現したものです。

▶ まちづくりのポイント

区民と行政が一体となって「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえ、区や局等が行う取組を示したものです。



▶見沼たんぼの桜回廊

見沼
MINUMA



見沼

MINUMA



特 性

市の北東部に位置する見沼区は10区の中で2番目の区域面積を持ち、区域の西から南、東を縁取るように首都圏有数の緑地空間である見沼田圃が広がり、また、東部には綾瀬川が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。一方、北部には高層住宅群を始め計画的に形成された市街地が広がるなど、都市機能*と豊かな自然が調和した良好な生活環境が形成されています。

● 都市基盤・環境

区のほぼ中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に、北西部にはＪＲ宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、県道さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻ＩＣにも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通の整備は未だ十分とはいえません。

住宅地としては、国道16号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されているほか、他の地域においても多くの土地区画整理事業*により、良好な住環境づくりが進められています。

その反面、区内には、ミニ開発によるスプロール化*や宅地の細分化なども見受けられ、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を始め、徒歩や自転車による移動環境の向上を図るなど、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。

● 産業

商業・サービス業では、既存の商店会（商工会）に加え、大型商業店舗等が増加しており、特に、東大宮駅・大和田駅周辺や、国道16号東大宮バイパス、第二産業道路、県道さいたま春日部線沿いには飲食店やスーパーマーケットが建ち並んでいます。

また、見沼田圃を中心に農地が広がり、稲作のほか、花きや花木、野菜など多岐にわたる栽培が行われています。

● 地域資源

区名の由来となっている見沼田圃は、見沼代用水東縁や芝川と背後の斜面林が一体となり、その景観がつくられています。また、見沼代用水東縁沿いには緑のヘルシーロードや「見沼田んぼの桜回廊」があり、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。このほか、大宮南部浄化センターのみぬま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑の文化ともいうべき地域資源が数多くあります。

この自然景観や生態系の維持のためにも農家、地域住民、行政が連携した取組による見沼田圃の保全策を積極的に推進していく必要があります。

また、大宮武道館、堀崎公園等のスポーツ施設や、3つのコミュニティセンターなどが区民の様々な活動、交流の場として利用に供されています。

● コミュニティ

見沼区では、豊かな自然や文化などの地域資源を生かした様々な活動による地域交流が図られています。今後も多様な主体による協働・連携を推進し、地域コミュニティ*を充実させることで、ふれあいのある住みよいまちづくりを推進していくことが求められています。



▶オープンガーデン*



▶旧坂東家住宅見沼くらしっく館

*オープンガーデン…私有地である庭などを開放して、鑑賞者を受け入れる取り組みのことです。本市では、来場者の交流を通じた地域のコミュニティづくりや、花と緑があふれるまちづくりを目指して、季節の花で彩られた個人のお庭や地域の花壇等を紹介しています。

見沼区マップ



将来像

見沼の自然との共生

— 私たちが まもり育てる 見沼の文化 —

区民、事業者、行政の協働により、見沼区の地域資源である豊かな自然や歴史などを守り育てるとともに、ふれあいのある生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。

[まちづくりのポイント]

1 見沼の自然を生かし、身近に感じられるまち

- (1) 見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進
- (2) 見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造
- (3) 区民、事業者、行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林等の緑地の保全、農業体験や地産地消*等を踏まえた農業の振興と農地の保全など自然と調和した土地利用

2 人にやさしく、ふれあいのあるまち

- (1) 子どもがのびのびと育ち、若者、高齢者、障害者が生き生きと健康に暮らし活動できる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり
- (2) 見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興
- (3) 様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進
- (4) 既存施設等の充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり

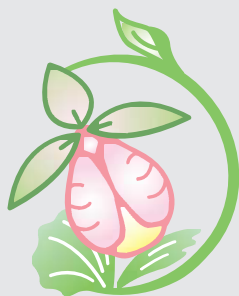
3 動きやすく、生活しやすいまち

- (1) 子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通環境の充実と、駅や区役所など主要施設のバリアフリー*化とアクセス性の向上
- (2) スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり
- (3) 駅周辺の活性化や、道路、下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり

4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち

- (1)区民、事業者、行政との協働による水害や地震を想定した区独自の災害対策の推進
- (2)区民、行政との協働による防犯啓発活動及び交通安全啓発活動の推進
- (3)子どもから高齢者までの歩行者や自転車が安全に、安心して利用できる道路環境の整備

「区の花」を紹介します



見沼区の花 **クマガイソウ**

花の形が武将・熊谷直実が背負った、流れ矢を防ぐ母衣^{ほろ}に似ていることから名付けられました。

御蔵の民家の竹林に自生しており、さいたま市の天然記念物にも指定されている大型の野生ランで、例年4月下旬に咲く可憐な花です。